令和８年（フ）第１５５号
群馬県伊勢崎市宮子町2885番地　アンディーハウス宮子203
破産者　福田俊司（旧姓磯貝）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４８５号
千葉市稲毛区緑町１丁目16番22―101号
破産者　伊藤　和幸
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７６０号
横浜市中区初音町１丁目２番地９　ライオンズマンション野毛山公園南701号室
破産者　山口みどり
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０９３号
横浜市金沢区柴町60番地１　ランドシティ海の公園オーシャンビュー105号
破産者　長澤　玲菜
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８号
神奈川県平塚市花水台34番16号
破産者　中村由美子
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８３号
神奈川県厚木市愛甲２丁目１番１―306号
破産者　三木　由樹（旧姓木村）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１８３号
神奈川県平塚市上平塚10番20号　サンハイツ今井Ｂ棟101
破産者　谷口久美子
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２２号
神奈川県平塚市東八幡４丁目21番40―１号
破産者　田村　裕子（旧姓堀木）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６６号
新潟市中央区関屋新町通２丁目96番地13　関新ハイツ203号
破産者　山田　伸一
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８０号
新潟市中央区神道寺南１丁目９番８号
破産者　安藤青果こと安藤裕
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９１号
新潟市秋葉区古津1296番地２
破産者　後藤　　純
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２５号
新潟市東区山木戸６丁目10番12号　ムーラン・ド・ラ・ギャレット101号、前住所新潟市東区紫竹６丁目12番18号
破産者　安済鎔（ＡＮ　ＪＥ　ＹＯＮＧ）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９号
福井県三方郡美浜町佐柿第43号６番地　小倉住宅133号
破産者　北山　栄子（旧姓仲島）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第７７号
長野県須坂市大字小河原3512番地１
破産者　山岸　　均
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
長野市南高田１丁目11番地14　プラザパークＢ棟202号
破産者　安藤　　誠
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１３３号
岐阜県安八郡神戸町大字丈六道1127番地　エスポワールＭＡＹ　Ｉ　102号、前住所岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原725番地の３
破産者　小寺　英樹
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第１８７号
岐阜県大垣市長松町909番地１　コートオリーブＡ　101
破産者　一柳　僚佑
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第４６号
岐阜県大垣市波須１丁目63番地３、前住所岐阜市切通５丁目11番11号　サニーハイツ　Ｄ102号室
破産者　永野　浩貴
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第４９号
岐阜県大垣市鶴見町46番地　エクセル鶴見Ｄ１―104
破産者　三輪　　匠
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係